

平成18年6月宮崎県定例県議会
防災対策特別委員会会議録

平成18年6月29日

場 所 第4委員会室

平成18年6月29日(木曜日)

午前10時01分開会

会議に付された案件等

○執行部概要説明等

土木部

1. 大淀川・五ヶ瀬川下流域の浸水状況とその対策について

総務部

1. 宮崎県地域防災計画の見直しについて

○協議事項

1. 防災に関する条例骨子案について
2. 県内調査について
3. 次回委員会について
4. その他

出席委員(12人)

委員	長	星原	透
副委員	長	横田	照夫
委員		松井	繁夫
委員		由利	英治
委員		徳重	忠夫
委員		野辺	修光
委員		水間	篤典
委員		丸山	裕次郎
委員		前本	和男
委員		内村	仁子
委員		高橋	透
委員		長友	安弘
委員		井上	紀代子

欠席委員(なし)

説明のため出席した者

土木部

土木部長	藤本	坦
土木部次長(総括)	久保	哲博
土木部次長(道路・河川・港湾)	柴岡	博明
土木部次長(都市計画・建築)	河野	強
管理課長	後藤	厚一
技術検査課長	郷田	五男
道路保全課長	黒木	勝男
河川課長	児玉	宏紀
ダム対策監	新田	省策
砂防課長	児玉	幸二

総務部

総務部長	河野	俊嗣
危機管理局長	佐藤	勝士
部参事兼総務課長	米良	剛
危機管理室長	日高	昭二
消防保安室長	押川	利孝

事務局職員出席者

政策調査課 特別委員会担当主幹	矢野	雅博
議事課主査	隈元	淳二

○星原委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから防災対策特別委員会を開催いたします。

まず、本日の日程であります。お手元に日程案をお配りしております。

本日は、まず土木部から「大淀川・五ヶ瀬川下流域の浸水状況とその対策について」の説明を受け、次に総務部から「宮崎県地域防災計画の見直しについて」の説明を受けることといたしております。その後、防災に関する条例骨子案の御検討や県内調査の御協議をお願いしたいと存じます。

なお、土木部につきましては、当委員会のほか、「河川環境対策特別委員会」にも招聘されており、意見聴取の時間が限られておりますので、30分程度で御了承いただきたいと思っております。

皆さん方の御協力をお願いいたします。

以上のように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

土木部の入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時03分再開

○星原委員長 委員会を再開いたします。

土木部の概要説明に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、当委員会の委員長に選任をされました星原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私ども13名が4月の臨時議会において当特別委員会の委員として選任され、現在、防災対策に関する所要の調査活動を実施しているところでございます。

本日、土木部の皆様方には、大淀川、五ヶ瀬川の浸水状況と対策について御説明いただくわけでございますが、今後とも御協力のほどよろしく願いをいたします。

なお、当委員会の委員につきましては、事前に配付しております委員名簿のとおりですので、紹介は省略をさせていただきたいと思っております。

また、土木部につきましても、資料の中に本日御出席の幹部職員名簿を掲載していただいておりますので、紹介は省略していただいて結構であります。

それでは土木部長よりごあいさつ及び説明を

お願いいたします。

○藤本土木部長 土木部長の藤本でございます。

委員の皆様には、防災対策に関しまして御審議、御指導いただくこととなりました。いろいろお世話になることと存じますが、何とぞよろしく願い申し上げます。

当委員会におかれましては、防災に係る条例に関すること及び防災・危機管理に係る諸対策に関することにつきまして調査いただくわけでございますが、土木部といたしましても、風水害や土砂災害などの自然災害から県民の生命・財産を守ることはとりわけ重要な使命でありまして、治水、砂防、道路防災対策を進めますとともに、防災情報の提供や警戒避難体制の整備などのソフト対策も一体的に推進してまいりたいと考えております。

本日は、今年の台風14号によりまして甚大な被害をこうむりました大淀川及び五ヶ瀬川の下流域の浸水状況とその対策につきまして、河川課長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

なお、本日出席しております職員の紹介は、委員会資料1ページに記載しております名簿により、紹介にかえさせていただきたいと存じます。

今後とも、土木行政の推進に、職員一丸となりまして取り組んでまいりますので、御指導、御支援のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○児玉河川課長 河川課長の児玉でございます。お手元にお配りしております委員会資料で、「大淀川・五ヶ瀬川下流域の浸水状況とその対策」につきまして御説明したいと思います。

それでは、委員会資料の2ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、1番目の「大淀川下流域の浸水状況とその対策について」であります。

(1)の昨年の家屋の浸水被害状況につきまして、大淀川下流域のデータを取りまとめております。合併前の宮崎市では合計で2,569戸、旧高岡町で1,168戸など、大淀川下流域では合計で4,170戸という甚大な浸水被害が発生しております。この大淀川下流域におきましては、国及び県では激特事業や既に事業を実施していた別の事業によりまして、浸水被害の解消ですとか軽減策を早期に図ってまいります。

(2)の浸水被害箇所とその対策につきましては、対策工の種別ごと国・県ごとに実施する地区、それから事業名を取りまとめております。

なお、そのうちの激特事業につきましては、別途配付しております表題が「大淀川激特事業概要」となっております、このA3の図面でございます。こちらとあわせてごらんいただきたいと思いますが、この図面の見方からまず御説明したいと思っております。それぞれ事業箇所ごとに白抜きで実施する工事の種別、それから規模をあらわしております、またそのうち、17年度予算での事業内容が黄色で、また18年度の事業内容をピンク色で表示しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

それでは、委員会資料の2ページに戻っていただきまして、(2)の一番上から順番に、まず河道掘削でございますが、順次御説明してまいります。

昨年の台風14号では、大淀川の洪水は、その水位が過去最高水位を記録しております。それから、なおかつまた長時間にわたり周辺の土地よりも水位が高い状態が続きました。そういうことから、そういうことが原因となりまして、各地で浸水被害が増大しました。そんなことも

ありましたので、まず、大淀川本川の洪水時の水位を下げるために河道掘削を実施するものがございます。この河道掘削につきましては、国が天満橋から平和台大橋の区間の高水敷を約60万立方メートル掘削しまして、結果的に約30センチの水位を下げることでございます。既にことしの5月には約25万立方メートル掘削する工事に着手されてまして、さらに7月までに約24万立方メートルの掘削工事に着手する予定というふうに伺っております。

2番目としまして、大淀川や支川本庄川などの堤防の一部が未整備となっておりますことから、そこから洪水が流れ込みまして甚大な被害が発生しました。そういった箇所での堤防の新設などがございます。国では、大淀川本川では大淀川学習館付近の宮崎市下北方など6カ所、本庄川では吉野地区、深年川では国富町の木脇地区など2カ所の計9カ所で計画をしております。

3番目としまして、洪水が堤防を越えて浸水被害が発生いたしました支川の大谷川の堤防につきましては、本川の合流部から上流の城ノ下橋までの約3.3キロ区間におきまして、県が堤防のかさ上げを行います。

また、大淀川の多くの支川では、本川の洪水時の水位が長時間にわたり高い水位となりましたことから、支川の水が本川に流れにくくなりまして、その結果、支川の水があふれ、周辺で甚大な内水による浸水被害が発生しております。このため、県が管理しております支川では、内水の浸水対策を図ってまいります。

まず、4番目にありますが、内水により浸水しました宮崎市高岡町の穆佐地区におきまして、後ほど御説明しますが、ポンプの整備とあわせまして、支川瓜田川、そのまた支川であります

麓川の河道拡幅を延長約1キロにわたって実施しますとともに、瓜田川流域で周辺に比べて低い宅地があった場合に、そういったところのかさ上げなどを実施することにしております。

5番目としましては、内水による浸水被害の軽減を図りますために、排水ポンプを整備することとしております。国では宮崎市の瓜生野地区、それから穆佐地区で新しくポンプを設置する計画でございます。また、県としましては、旧高岡町の中心部にあります飯田川の排水機場、これは既設のものでありますが、このポンプの増設、このポンプ場が去年は水没しまして、その結果、稼働不能となりましたことから、ポンプ場の浸水対策としましての防水壁を設置することとしております。近く防水壁の設置工事に着手する予定となっております。なお、排水ポンプの増設につきましては、19年度の完成を予定しております。さらに排水ポンプの整備につきましては、6番目に書いてありますが、既にこれまでに事業実施中でありました宮崎市の富吉地区での3カ所の排水ポンプの整備がございます。国が床上浸水対策特別緊急事業によりまして実施しております支川の江川におきましては19年度の完成予定となっております、また天神川では20年度の完成予定となっておりますところ です。

それから、県の方では総合流域防災事業によりまして、六田川において19年度の完成予定で整備を進めております。国ではこのほかに(3)に書いてありますが、緊急内水対策を行う体制がとられております。宮崎河川国道事務所には計8台の緊急内水対策車、いわゆる排水ポンプ車というものですが、こういったものがありまして、都城市ですとか宮崎市、それからまた小丸川下流の高鍋町におきまして、浸水被害が起

りやすい箇所に配置されることになっております。

続きまして右側、次の3ページの方をごらんいただきたいと思っております。

2番目の五ヶ瀬川下流域の浸水状況とその対策についてであります。

(1)の家屋の浸水被害状況につきましては、合併前の延岡市で1,940戸など、五ヶ瀬川下流域では合計で2,366戸という甚大な浸水被害が発生しております。当流域におきましても、国及び県では激特事業ですとか、既に事業実施していただきました水防災対策特定河川事業、いわゆる水防災事業などによりまして浸水被害の解消や軽減策を早急に図ってまいります。

(2)の浸水被害箇所とその対策につきましては、先ほどと同様に、対策工の種別ごとに国、県ごとに実施する地区や事業名を取りまとめておりますので、激特事業につきましては、別途配付しておりますA3のカラーの図面ですが、表題が「五ヶ瀬川激特事業概要」となっております。これと一緒にごらんいただきたいと思っております。

昨年、五ヶ瀬川につきましても、洪水時の水位が過去最高を記録しまして、洪水が堤防を越えるなど甚大な被害が発生しましたことから、まず洪水時の五ヶ瀬川本川及び大瀬側の水位を下げる対策としまして、1番目に書いておりますが、国では、五ヶ瀬川と大瀬川を合わせて約160万立方メートルの河道掘削を予定しております。既にことしの5月には約15万立方メートル掘削する工事に着手しております。

2番目としまして、五ヶ瀬川と大瀬川が再び合流しておりますJRの鉄道橋から国道10号の延岡大橋下流付近では、隔流堤といいまして、堤防を川の中ほどに設置しまして、2つの川を

分断して流すことによりまして、合流の影響によります五ヶ瀬川本川の水位の上昇を防ぐ計画となっております。

3番目としまして、河口部では五ヶ瀬川の洪水を海に円滑に流すために導流堤を整備することになっております。これらの工事によりまして五ヶ瀬川及び大瀬川の洪水時の水位を低下させる計画としております。

4番目としましては、昨年洪水が堤防を越えましたことから、堤防のかさ上げを実施するものであります。国では、五ヶ瀬川本川の中の瀬、松山、三輪地区で、それから支川の祝子川では粟野名地区で既設の堤防を約1メートルほどかさ上げしまして、洪水が堤防を越えない高さにする計画となっております。

5番目としまして、橋梁の補強や架替であります。河川の中の掘削によりまして、水位の低下を図ることになっておりますが、その結果、橋梁の橋脚の保護が必要となります五ヶ瀬川にかかっている県道の板田橋、それから市道の亀井橋などの補強工事を実施します。また、大瀬川にかかっている県道の安賀多橋につきましては、水位を下げましても、その洪水と橋げたの間の所定の余裕が確保できませんので、結果的にかけかえる計画となっております。

6番目としまして、排水ポンプの整備であります。五ヶ瀬川水系では内水による浸水被害が発生しましたことから、国では支川北川におきまして延岡市の追内地区、それから川島地区で、県としましては、支川の祝子川におきまして夏田地区で新しく排水ポンプを設置する計画であります。川島地区と夏田地区では19年度の完成予定としておりまして、追内地区では20年度の完成予定となっております。

以上までが激特事業によりまして実施する事

業でございますが、さらに排水ポンプの整備につきましては、国では7番目にありますように、昨年浸水被害が発生しました延岡市の桜小路、ここに既設の排水ポンプがあるんですが、これの増設工事に17年度の補正予算で着手されております。

以上が旧延岡市において実施する事業となっておりますが、五ヶ瀬川や支川の北川の県管理区間につきましては、旧北方町や北川町におきまして、水防災事業を実施しているところでございます。五ヶ瀬川では延岡市の貝の畑から延岡市北方町の川水流までの区間、また支川の北川では延岡市の差木野から北川町の屋形原まで、それと北川のさらに支川となります小川の尾平地区までの区間におきまして、集落を囲み、洪水を防止する輪中堤の設置ですとか、計画高水より低い宅地にある家屋のかさ上げといったようなことを実施しております。

最後に、(3)の緊急内水対策についてであります。これも宮崎と同様に延岡河川国道事務所には計4台の排水ポンプ車がありますが、延岡市内におきまして、浸水被害が起りやすい箇所配置されることになっております。

河川課からは以上でございます。

○星原委員長 ありがとうございます。土木部の説明が終わりました。ここで委員の皆さん方の御意見及び御質疑をお受けしたいと思います。なお、10時40分を目途にしておりますので、簡潔にお願いをいたしたいと思います。

○長友委員 関連ですが、瓜生野のところの竹原田の特殊堤、これは50メートルということで、こちらの資料には載っておりますけれども、今説明のあった資料の方には載ってないんですけども、やらないということじゃないんですね。

○児玉河川課長 資料の方には下北方地区とし

てまとめて書いておりました、実際に図面にあります特殊堤50メートルもやる予定になっております。

○長友委員 それから、内水ポンプの能力ですけども、毎秒16立方メートルとか20立方メートルとか18とか微妙に差があるわけですけども、これは内水の量とかそういうことがきちんと計算された上での状況でしょうか。

○児玉河川課長 排水ポンプの整備につきましては、支川の水が本川に流れにくくなりまして、内水浸水という浸水被害が起こるわけですが、その浸水被害が起こる地域の地形ですとか、どれぐらいたまるか、そういったことによっても違ってきますので、いろんなトライアル計算をやりまして、その中でこの地域にはこのぐらいのポンプが必要だという計算をして出しております。もうちょっと詳しく申しますと、一般的には国が直轄でやったり、県が補助事業でやったりしますが、そういう際には全国的に一律の基準がございまして、そういう本川の大きな洪水のときに、支川流域に10年に1回程度起こる雨、そういった雨が降ったときにどれぐらいたまるかというのを計算しまして、それで床上浸水にならないように、ならない分だけ水を汲むと。床下浸水までは許容するということがポンプの容量が決められております。以上でございます。

○前本委員 大谷川なんですけど、3キロにわたります30センチほどかさ上げと聞いているんですけど、大谷川の支流で金竹川というのがございまして、大谷川にその金竹川の樋門がございまして、いつも毎年開放しっぱなしで、調整池を下小松の自動車学校等がある地域は湧水池みたいな機能を果たしていつも浸水常襲地帯だったんですけど、今回も相当浸水しましたけ

ど、その金竹川に水門閉鎖・開閉の機能強化をしていただくということをお願いしているんです。同時に、それだけではとても対応できないということで、金竹川は、前回、私一般質問の中でいろいろ要望申し上げたので、今回現地調査しましたところ、やっぱり内水排除といいますか、その必要性は早急に必要じゃないかということを経元も要望しておりますし、必要性を感じているんですけど、その点どうなのかというのが1つと、当分の間、もしそれができないのであれば、建設省が持っております、河川国道事務所が持っております移動式の内水排除ポンプ車というんでしょうか、これがどのぐらいの費用があって、ここに設置することが可能かどうか、当分内水排除施設ができるまでの間に、新たにできないかどうかということをお尋ねしたいんですけど。

○児玉河川課長 金竹川のまず浸水対策につきましてから御説明したいと思いますが、今回の浸水の状況と申しますのは、大谷川の堤防を洪水が乗り越えたことによって金竹川流域もかなり浸水しております。従来から大谷川が乗り越えないような状態のときにも、ある程度の浸水はありましたけれども、今回の場合には、堤防を乗り越えたことによって大谷川の水が直接来たということで、かなり甚大な浸水被害になったということでございまして、この金竹川をどうするかということにつきましては、まず1つは、金竹川が大谷川に合流しているところに樋門がございまして、この樋門を確実に閉めなくてはいかんということで、今スライドゲートと申しまして、上から下におろすゲートがあるんですが、それ以外にもフラップゲートと申しまして、人間が操作しなくても勝手にあいたり閉まったりするゲートがあるんですが、これ

をつけることにしております。激特事業でそのフラップゲートをつける。そのことによりまして、人間が行かんでも多分閉まるだろうと。もし、何か物がひっかかって閉まらないときには、今ある既設のゲートを下げることによって確実に閉めるという、まず水門をきちんと閉めるということからやる予定にしております。

それと、金竹川自体につきましては、今年度県単の予算で堆積土砂の除去を行うこととしております。

それからまた、抜本的に、じゃ今後金竹川をどう整備していくかということにつきましては、今年度さらに詳細な調査検討を行いまして、どういうふうに整備するかは、また検討していきたいと考えているところです。

それで、御質問がありました、まず内水対策でございますが、私どもとしましては、当面そういう対策をとれば、かなり内水被害は軽減されるのではないかと考えておりまして、そういった整備をやった上で、今後の内水の浸水状況を見ながら、内水対策につきましては判断していきたいと考えております。

それから、当面、ポンプ車をそこに配置できないかということではございましたが、先ほど御説明しましたように、宮崎河川国道事務所が8台持っているんですが、それぞれ今のところは配置先が決まっております。移動式のポンプ車といいますが、なかなかすぐ持っていきけるものじゃなくて、やっぱり事前の準備とかいろんなことが要りますので、あらかじめ決められたところに国として持って行く予定になっておるようでございます。そういったことで、今のところこの金竹川なりに配置することは不可能なわけなんですけれども、幸いといいますか、今ポンプを整備中であります六田川とか江川、天

神川、こういったところにも当面の間排水ポンプ車を設置することになっておりますので、そういったところの整備が終わりましたら、それが余裕といいますか、ポンプ車が余ってきますから、そういった段階では国の方にまたお願いをしていきたいと考えております。以上でございます。

○長友委員 わかっていれば教えていただきたいと思いますが、柏田地区に五十鈴川というのがあると思うのですけれども、これは管理はどこになっているか。それと、ここの計画が全然県での説明ですから、見えてないのですけれども、市がかかっていると思いますけれども、どういう状況になっていけばわかればちょっと教えていただきたいと思います。

○児玉河川課長 河川管理者がポンプを設置することにつきましては、当然本川が法河川で、その支川も1級河川、2級河川という法河川の場合に、本川の管理者なり支川の管理者が河川の事業でポンプをつけるわけでありましてけれども、五十鈴川につきましては、準用河川になっておりまして市の管理になっております。準用河川と申しますのは、1級河川のような法律を準用して管理するということで市が管理する河川なんです、その場合には、一般的には、ポンプの整備を仮にやる場合は、支川の管理者であります市の方でやっていただく。そういう一応取り決めになっておりまして、現段階では市にやっていただくしかないという状況でございます。市の方が具体的にどうされるかということについてはまだ確認しておりませんので、ちょっとお答えできません。以上です。

○長友委員 それでは、ポンプ車の8台の行方ですけれども、その中には入っていそうなのかどうなのか、その辺はわかりませんか。

○**児玉河川課長** 今のところ、排水ポンプ車の配置先には入っておりません。ただ、先ほど申しましたように、何カ所かポンプ場が整備されますと、排水ポンプ車が余ってきますから、そういった段階では国の方をお願いしていく一つの箇所にはなろうかと思えます。以上です。

○**前本委員** 河川課長さん、お尋ねしますけど、六田、天神、江川に、今現在ポンプ車あるんですけど、19年度、来年完成しますよね。そのときに、終わったらすぐ金竹川の方に移動設置してほしいという要望を出していただけるかどうかをちょっとお尋ねしたいんですが。

○**児玉河川課長** 内水で浸水する箇所がたくさんありますので、それを金竹川だけに限定してお願いすることはちょっと難しいかなと思えますけれども、今後の整備状況ですとか浸水被害の状況を見ながら、緊急度の高いところから国の方にはお願いしていくことになろうかと思えます。以上です。

○**前本委員** 8台と言われましたけど、県内でしょうか、宮崎市内に8台でしょうか。もし災害の一番緊急必要性の高いという意味からしますと、これは手前みそになるかもしれませんが、データの的にも金竹川近辺の浸水災害は長年続いておりますし、今回は最大の被害を受けてますので、その程度からしても早急な対応が必要であると思うのですが、そのあたりのところを勘案していただきまして、できるだけ早目の対応を要望という形でよろしく願います。以上です。

○**丸山委員** 防災対策に関しての委員会ですから、土木のことは抜きにしたいと思うのですが、防災条例の中で、風水害の拡大の防止という章もありまして、県の責務というのを5項目ほど書いている中に、いろんな総合的な施策をしな

ければいけないと、こういった激甚災害、いろんな災害を含めてやっていくというのはもちろん当たり前のことなんですが、一番気になっていまして、4項目の方に、管理する河川、道路の施設について、災害の危険箇所を明らかにし、県民に周知しなければいけないという条項を設けようとしております。また、風水害に関して、災害発生予測等について調査及び研究を行い、その成果を公表するものとするというような条項を今回設けようというふうにしているんですが、恐らく河川整備が終われば、県民の方々はもう大丈夫だというふうに思ってしまうので、今回の台風14号でもまさかここまでつかはずがないということで避難しなかった方が多かったというふうに聞いているものですから、このような条項を設けようというふうに考えているんですが、その辺に関しての考え方なりを少しお伺いしたいと思います。

○**児玉河川課長** 今、委員がおっしゃいましたように、私どもも、今回の台風でなかなか避難してくれない住民を目の当たりにしまして、過去私どもが改修が終わったときに、もうこれで大丈夫ですよというような誤った認識を住民の方に与えたかなという反省もしているところでありまして、河川というのは、整備しましても、その計画を上回る洪水があれば、必ずあふれたりするわけでありまして、絶対整備が終わっても安全ではないということ、私ども今後強く言い続けなきゃいかんなど感じたところであります。今、委員おっしゃったような、この案、今見させてもらいましたが、そういったことも必要かなと思ひまして、また中身を詳しく見させていただいて、またいろいろ御意見も言わせていただきたいと思います。よろしく願います。

○丸山委員 第3章に、ハザードマップの作成を市町村が今回やっていくということになったんですが、市町村だけではなくて、広域的なことで考えたときに、上流部で雨が降ったときに、ハザードマップもいろんな形があると思ってるんですけど、その辺の、今どのような形でハザードマップに関して、「整備が終わったから大丈夫ですよ」じゃなくて、どういう形で進めようとしているのかをお伺いしたいと思うのですけれども。

○児玉河川課長 ハザードマップの整備につきましては、まず県の方で浸水想定区域図というのをつくります。ある一定の洪水が来たときに、例えば堤防の弱い部分があったりして、ここで切れるとどれだけ浸水被害が起こるか、そういった浸水想定区域図をつくりまして、それを関係する市町村に十分説明して、その上でハザードマップをつくっていただくという手順になっておりまして、そのハザードマップをつくられる際も、県の方から予算的な援助もしながらつくっていただくということで進めるわけですが、当然最初に申しましたように、浸水想定区域図といいますのは、計画洪水流量程度のある規模を想定して考えておりますので、当然それより大きな洪水が来ると、先ほど言われたようなこともちゃんと地元市町村に説明しながら、そういったことも踏まえたハザードマップになるように、関係担当者にも十分な説明を周知をしていきたいと考えております。以上です。

○内村委員 ハザードマップも雨がどの区域が一番多いかでずっと変わってくるんですよ。去年の都城地域でも、浸水地域が鱒塚山系に雨量が多いか、その関係でずっと変わってくるんですけれども、やっぱりその関係でも1項入れて、いろいろと市町村で協議をしていただけたらと

思うのですけれども、お願いしておきます。

○児玉河川課長 例えば大淀川ですと、150年に1回ぐらい来るような大きな洪水を想定しておりますので、実際は雨の降り方は、今おっしゃったように、いろいろ違うわけですが、そういうのをおしなべて、過去のいろんなデータ等から、いろんなケース・バイ・ケースで判断した上で、ここにこれだけの水が出てくるという計算をやってありますので、そういったことも当然考えに入れながら計画しているところなんですけど、そういった今委員がおっしゃったようなことも、十分また説明をしていきたいと思っております。以上です。

○前本委員 水門管理のことですけど、委託事業として市町村にしていますけど、宮崎市の場合、金竹川ですけど、水門開閉がほとんど実施されなかったという問題点があります。この辺に対して大変厳しい地元の声も出てますけど、しかし、今後の対策をすればということで、大変地元の理解を得てますけど、先ほど児玉河川課長さんがおっしゃいましたフラップゲートをいわゆるスライドゲートにかえるというのは、今年度の事業なんですか。あの河川は県の河川になりますね、金竹川となりますと。県単事業で今年度中にやるということかどうか、そこらあたりのところ、大変災害にノイローゼになってまして、厳しいことがありますけど、その時期と、県単事業でやるよという話がありましたら大変ありがたいので、ちょっとその辺の説明をお願いしたいのですけど。

○児玉河川課長 金竹川が大谷川に合流しますところの樋門のゲートですけれども、これにつきましては、激特事業でゲートをつけることにしております。今年度詳細な調査設計をやりまして、来年度工事に入るという予定で考えてお

ります。19年度工事をやると。以上でござい
ます。

○由利委員 このハザードマップですが、これ
はきのうの常任委員会でちょっと出たんですが、
いわゆる洪水のハザードマップは当然市町村で
やるんですよね。土砂災害のついたハザードマッ
プ的なもの、そういったのはこれは雨量によっ
てどうなっていくかということもあって、非常
に洪水よりは難しいのかなと思うのですが、
そういうことに対する対応というのは何か
あるんですか。

○児玉砂防課長 土砂災害のハザードマップと
いうことでございますが、これも市町村で義務
づけられておりますが、既に16年に土砂災害危
険区域図というのを、それを私たちはハザード
マップと言っているのですが、それをつくって
おります。既に配布済みでございます。今後は
当然、「土砂災害防止法」というのができまして、
土砂災害の警戒区域を今後指定を進めておりま
す。そういったところで、制度を上げて、また
それをわかりやすく今度つくっていくというこ
とに今しております。今後は、そういったもの
を含めて、市町村と一緒にやってつくってい
かないかということで、土砂災害についてもそ
ういった考え方で進めております。以上でござ
います。

○星原委員長 あとございませんか。なければ、
ここで大体予定の時間に近づいてまいりました
ので、まだお聞きになりたいことがあれば、県
内調査の時点でお聞きいただくということで、
これで土木部の方を終わらせていただきたいと
思います。土木部の皆さん方にはありがとうご
ざいました。

暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○星原委員長 委員会を再開いたします。

総務部においてをいただきました。それでは
早速説明をお願いいたします。

○河野総務部長 おはようございます。総務部
でございます。よろしくをお願いいたします。

本日は、県の防災対策の根幹となります県地
域防災計画の見直しにつきまして、お手元に配
付しております資料により御説明を申し上げま
す。詳細につきましては、危機管理室長に説明
させますので、よろしくをお願いいたします。

○日高危機管理室長 それでは御説明いたしま
す。地域防災計画の見直しであります。

県におきましては、例年国の防災基本計画の
修正、その他の情勢の変化等を踏まえまして、
地域防災計画の見直しを行っているところで
ありますが、今年度の見直しの内容がほぼ固まり
ましたので御説明いたします。

まず、1の見直しまでの手続であります
が、見直しの内容について国と事前協議をいたし
まして、7月18日に開催する予定であります県防
災会議において審議していただきます。そして、
それらを踏まえた上で内閣総理大臣あてに正式
協議をいたしまして承認を受けるという手続に
なります。

次に、2の主な見直しの理由であります
が、1つは国の防災基本計画の修正を踏まえて
県の計画も見直す。もう1点が、昨年本県に未
曾有の被害をもたらしました台風第14号に係
る災害対策の検証等を踏まえて見直すもので
あります。

次に、3の主な見直しの内容であります。

まず、(1)の国の防災基本計画の修正を踏
まえたものでありますが、1点目が①の減災に
向けた県民運動の展開であります。これは新
潟中

越地震あるいは観測史上最多の台風の上陸となった平成16年の記録的な災害を踏まえて、国や県などはもとより民間や国民の一人一人までが減災のための備えを充実する必要がある、そのための国民運動を展開するとされたことから、同趣旨の規定を追加するものであります。

次に、②の大規模地震に係る減災計画の作成であります。これは国において、東南海・南海地震などの巨大地震について、具体的な数値目標である減災目標を掲げた地震防災戦略が策定され、目標達成のためには地方公共団体の取り組みが重要であることから、地方においても地域目標を策定することを要請されておりました、その旨の規定を追加するものであります。

次に、(2)の今年の台風第14号に関する災害対策等を踏まえたものとしましては、まず①の避難基準の明確化であります。避難基準自体は具体的には市町村が定めるものであります。河川水位などの各種情報を踏まえて、洪水や土砂災害などの災害の種類ごとに、あるいは対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準づくりを行っていただくよう、関係部分の機能を見直し、充実するものであります。

次に、②の多様な情報伝達手段の整備であります。これも基本的には市町村に関連するものであります。今年の台風では、避難勧告等の情報が風雨や夜間等のため必ずしも迅速的確に伝わらなかったという課題がありましたので、携帯電話等を含め多様な情報伝達手段の整備に努める旨の基礎を追加するものであります。

次に、③の風水害予防のための情報提供の強化であります。洪水予報に関しましては、大淀川など国管理の河川に加え、ことしから県管理の河川も順次対象としていくこととしております。また、大雨による土砂災害の危険性が高

まったときに、気象台と県が共同で発表します土砂災害警戒情報につきましても、その導入に向けて準備を進めているところであります、計画の関係部分を見直すものであります。

最後に、(3)としまして国の防災基本計画の見直しと今年の台風第14号の災害対策の両方を踏まえたものであります。

1点目としまして、①の避難準備情報の活用であります。非難準備情報とは、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障害者等の災害時要援護者に対して、早目の段階で避難行動を開始することを求めるものであります。これを市町村の計画において明確に位置づけていただくことにより制度化を図ろうとするものであります。

2点目が②の洪水ハザードマップの活用推進であります。平成17年の水防法の改正によりまして、河川管理者が指定した浸水想定区域内の市町村は、ハザードマップを作成、公表することが義務づけられております。このため、国、県におきまして、順次浸水想定区域図を作成しているところであります。市町村においては、これを踏まえて、ハザードマップ作成を公表し、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することにより、被害の軽減を図ろうとするものであります。

宮崎県地域防災計画の見直しに関する説明は以上でございます。

○星原委員長 総務部の概要説明が終わりました。ここで委員の皆様の御意見、御質疑があればお受けをしたいと思います。どなたからでも結構であります。

○丸山委員 手続上のことをもう少し伺いたいのですが、7月18日に防災会議があって、その後には国の内閣の方に送付するということですが、いつ正式に変わるといえるのか、国から

通知がまた返ってこないと変わらないというふうに認識していいのでしょうか。

○日高危機管理室長 手続につきましては、現在、国の消防庁と事前協議を行っておるところですけれども、その進行をしながら、事前協議をしながら7月18日の県防災会議、ここが諮問機関になっておりますので、協議していただいて、その後決定して国の方に上げる。そこで承認をいただくという手続です。

○丸山委員 いつ承認になる予定ですか。

○日高危機管理室長 正式に上げて約2カ月ぐらいかかるということです。

○丸山委員 その中で、減災運動の県民運動も展開をしていきたいということで、本当にこれは重要な形になっていくと思うのですけれども、できれば去年は9月6、7、8、台風14号でやられたものですから、その前にできれば本当に承認をしていただいて、その承認をすることによって、恐らくマスコミ等も防災計画が変わりましたよという報道等も一緒に相まってすれば、県民運動の一役にもちょうどいい時期になるのではないかと考えておりますので、国の方にも早目に働きかけをいただいて、台風が来る前にできれば承認をしていただくとありがたいと思っております。

その中でハザードマップの活用推進というふうに言われているのですけれども、前回の委員会の中で、宮大の村上助教授においでいただいたときに、ハザードマップの活用というのは、まず知らなかったという人が多くて、知っていたけど使わなかったという人がもっと多くて、使った人はほとんど少ないものですから、その辺のことをこういったふうにできれば、今後積極的に使っていきたいということは書いていくんでしょうけれども、具体的にはどういう方向

でやろうというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○日高危機管理室長 今おっしゃったように、ハザードマップがどういうものかということを知っておられる地域の方々は少ないのじゃないかなというふうに私ども認識しております。それで、このハザードマップにつきましては、できるだけ自主防を中心としたところで行ってもらって、そして、住民参加型のマップ作成というようにしていきたい。その中で、指導的立場になる人がおられないとなかなかできないんじゃないかと。現在は自主防の活動については、市町村あるいは消防本部、消防局、そちらの方が行って、一緒に訓練等も含めてやっておられるという状況ですけれども、ことしの防災対策事業で防災リーダーを県内4カ所に分けまして、1回が40名、計160名、こういう方の養成といたしますか、育成というか、これを現在計画しております。そうして、今度はできたらその160名のそういうリーダー研修をされた中から、今度はさらに高度な防災技術というか、そういうのを持たれる防災士というのを10名程度育成していこうという考えでおります。ですから、そういう方たちができたら先頭に立ってやってもらいと充実していくんじゃないかというふうに思っております。以上です。

○丸山委員 できるだけ住民が参画してつくるという意識を持っていただきたい。参画というのは、責任を持って住民もつくるんですよというのを落とし込みをしていただきたいのと、前回いただいた資料の中で、自主防災組織の組織率が非常に市町村でばらばらで、都市部もそうだし、地方でもそうなんですけれども、余りにもばらばら過ぎるものですから、自主防災組織がしっかりしてないところは、先ほど言われた

形で、特に重点的にやられた方がいすよというのを、市町村の方にも積極的に県の方から働きかけをお願いしたいと思います。要望させていただきます。

○長友委員 ちょっとお尋ねですが、前回の台風14号のときに、避難勧告、避難指示等の用語がなかなか明確に分けられないというか、そういうことで、いっそ避難命令という形にした方がすっきりするんじゃないかという話があったと思うのですよね。この辺はどういうふうな議論がなされて、どういうことに落ち着いたんですかね。行政の責務の関係で命令とか何とか使えないということもあるかもしれませんが、どういふふうにその辺が規定されたのか、わかっていれば教えていただきたいと思います。

○日高危機管理室長 今おっしゃったのは、昨年台風14号後、市町村等集まってもらって、中でも出た避難がはっきりしないとかいうことがありましたので、検討しております。わかりやすく言えば、洪水の場合をたえますと、警戒水位、これを超えた場合には避難準備情報と。前は避難勧告と避難指示、2つであったんですけど、今回からその前の避難準備情報というのを正式に入れております。ですから、3段階ということですが、その一番最初の避難準備情報というのは、河川でいいますと、警戒水位を超えたとき、それから避難勧告、これは次の特別警戒水位を超えた場合、それから危険水位、これが避難指示といったような水位に達したときには、一応それを検討しなさいということで、基準といいますか、それを一応お願いしておるところです。今までは地域の河川とか雨の関係とか、過去の状況とか、そういうのをいろいろ探って避難勧告等を出されておったんですけど、今回からは今言った水位が一応の基準というこ

とで、それは地域でまた特性があるでしょうから、そのところはまた判断していただくということで、現在宮崎市と日向市が見直しを行っておりますが、ここ宮崎市もそういう細かい3段階の基準で定めております。そうすると、日向の方も耳川とか大きな河川なんかは、この水位という数字まで出して、そのときは避難準備だと、あるいはこのときは勧告だというような具体的な基準設定がされてきております。以上であります。

○長友委員 そこ辺の明確化がなされたというのはいいことなんですけど、あと問題は、これが行政を通して伝えられるということがあるんですけども、もう一つ、いろいろテレビ等を通して流れると思うのですよ。ただ、住民の方がこのことを明確に知っておかないと、また同じような誤解というか、どれがどれだけ強弱があるのかというのがわからんということやら生じますので、市町村が大いにそういう啓発はしていかなくちゃいけないと思うのですけれども、県としても、全市町村と連携していく上で、機会あるごとにこういうことの住民へのはっきりした伝達、これがなされるように、またそれを住民が認識できるように、深まるように何か手だてを講じていただくといいなというふうに、これは要望という形でしておきたいと思います。

○井上委員 関連して。先ほど聞かせていただいたので、ちょっと質問は恐縮なんですけれども、今長友委員から出ました情報の伝達というのが、先ほど丸山委員からも出ましたけど、ハザードマップ、自分の命は自分で守るのが基本で、減災のために県民はそれのための準備を自分もしなければいけないと、これが個人の責務にだんだんなってくるわけですね。じゃ一方で、情報をどこで得るかと言われると、大

方テレビなんですよね。テレビで、「あ、ここから来よるわ」という感じで、だけでも、実際自分がいるところに関しては、そこに本当に強弱があるかどうかというのはなかなかわかりにくいんですよね。だから、日常的な危機感というのが常に持続をしないと、災害のときには危ないというふうに思いますし、だからこそ防災訓練とか含めて日常的なそういう危機を感じる、ずっと持続できるような体制というのが非常に必要だと思うのですけれども、幾ら考えても情報の伝達がテレビ以外に一般的にみんなに伝わる方法というのが、じゃ停電のときはどうするのかとかいろいろあると、非常に孤立することというのは多いわけですよ。だから、その情報伝達について、携帯で云々と、じいちゃんばあちゃん携帯を持っているかといったら、これもまた難しく、本当に情報の伝達が細かに伝わるためにはどうしていくのかという、その問題についての議論というのはどこまで深まっているのかというのが非常に疑問なんです。そこについてちょっと聞かせていただきたいと思います。

○日高危機管理室長 今仰せられた避難伝達の方法ですけれども、今言われたようにテレビ、そういうのが最初一番早いかなと思いますけれども、それから防災無線の既存の関係、それから、今度携帯のメールを7月の中旬から始めますけど、今委員が言われたように、年配の人は携帯を持っておるのかということもあります。ですから、幾らでも伝達方法はあっていいと思うのですね。どうなのがいいかというのは検討もしておるんですけれども、今のところ、今年は携帯のメールをやるということにしておりますけれども、そういうことから放送各社、これにもお願いをして、災害情報、これを小まめに伝

達をしていただくというような協議もしております。今のところは、おっしゃるようなみんなに徹底した伝達ということにはならないかと思えますけれども、以上です。

○井上委員 避難所へ避難をするということをする本人が認識をするのは、風雨が強くなってからというのは、それは一番危険なんですよね。だから、前回の台風14号のときにも、もうここで死ぬかと、もういいかと思ってそこにいたというじいちゃんばあちゃんが多かったんですよね。先日、高岡の方をずっと回っておりましたら、もう絶対ここで死ぬものかという気概でここにいましたと言っていたけれど、家にはとても人間が立つ場所はないところまで水が来ているというのは事実なんですよね。だから、「もっと早く避難ということを考えませんでしたか」と言ったら、もう昔からの情報だけを頼りに、ここに来るはずがないというところから出発しているわけですよね。ですから、やはりそういう意味で言うと、情報がいかに以前と昔の、以前と地域がどんなふうに変わってきたかということについて、よほどしっかりと事前に情報伝達をしておかないと、昔の勘に頼って判断をしようとするということについては事実なので、その対策をきちんとしておいていただきたいということについては、ひとつその対策はどうされるのかということについてもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○日高危機管理室長 今おっしゃられた中で、年配の方とかそういう方、災害時要援護者という呼び方をしておりますけれども、こういう人たちの実態が完全に把握されておるのかということとそうじゃない。ですから、そういう人は、今言われたように昔の自分たちの勘だけで大丈夫だ大丈夫だというようなことを言っておられる

だろうと思います。ですから、現在進めておりますのが、市町村と連携して、そういう要援護者、身障者の方もそうですが、実際災害のときにそういう情報が得られない。あるいは情報を得ても自分が避難できない人、こういう人たちを把握して、そういう人たちには事前に連絡をして伝達してやるとか、そういう要援護者の把握というのを現在進めておるところであります。

○井上委員 委員会の勉強会の中でも、地域づくりというか、まちづくりというか、都市計画を含めてですけれども、そういう点での基本的なそういうところが欠落したところで今災害が来るので、非常に被害が大きくなるという問題点があるということが、私どももそういう認識はしているわけですよ。ですから、市町村との連携というのは、その辺も含めていかに以前と地域が変わったか、先ほどの前本委員からも出ましたが、今まではそこはそんなでもなかったけれども、それがより一層そういうふうになっているということも含めて、それを住民に伝えるかということについての努力をぜひしていただきたいというふうに思いますので、地域の変化ということについても、そこをしっかりと出していけるように、市町村と連携をとって話し合っただけいたらというふうに思っておりますので、そこは要望しておきたいというふうに思います。

避難の明確化についても、避難所に行った人も災害の状況というのがなかなかつかめないという状態にありますので、その辺も深く、今回の場合、台風14号の経験を生かして、そういう点での見直しというのを、国に準ずるだけではなく、地域に準ずる形で丁寧にやっていただけたらというふうに要望しておきたいと思います。

○野辺委員 関連ですが、要望ということで、

台風のときはそうでもないと思うのでありますが、大規模地震の場合に、停電とか防災行政無線もだめとか、テレビもちろん映らない、そして携帯電話もパニックで通じない、こういうことを私体験したことがあるんですが、それでここ2～3日、マスコミで報道されております正式名称は忘れちゃったけれども、衛星との高速無線というんですか、これを今国の方で何か対応していきたいということではありますが、その辺については、危機管理室としては何か対応されているんでしょうか。衛星と結んでいる高速無線。

○日高危機管理室長 私も詳細にわかりません。ちょっと確認させてください。

○押川消防保安室長 消防保安室長でございますけれども、今のところちょっと把握しておりませんので、把握次第、委員長を通して御報告に上がりたいと思います。

○野辺委員 この2～3日新聞等にかなり出ているんですがね。最初どこかの島でやるということでしたけれども、全域でやるとか、きのうおとといの新聞、もう私、2～3回見たんですけども、これは新しい伝達のシステムではないかなと注目しているんですけど、ぜひひとつ研究して、可能であればまた取り組みをお願いしたいと思います。

○星原委員長 後ほど調査して報告してください。よろしくお願いします。

あとはありませんか。

○横田副委員長 ハザードマップについてですけど、これまでその存在すら知らないというような人もたくさんおられて、うまく活用されていないということなんですけど、その理由が、私は「ハザードマップ」という言い方もあるんじゃないかと思うのです。当然私たちはハザード

マップといたらこんなものだとわかってい
ますけど、一般県民が、ハザードマップって何じゃ
ろかと、その段階でほかのところにマップが行っ
てしまうのじゃないかなと。だから、一般県民
がちゃんと目を通してくれるような言い回しと
いいますか、そんなのも検討すべきじゃないか
なといつも思うのですが、いかがでしょうか。

○日高危機管理室長 おっしゃるとおりだと思
います。津波浸水予想図とか、浸水想定図とか、
何かそんなわかりやすくすればいいのじゃない
かと思っておりますけれども、以上です。

○水間委員 今住民の皆さん方の話なのか、個
人情報保護法の問題、地域でどういう人たちが
残されて、高齢者がどういう方がおられてとい
うことがあって、それを地域で把握しようと。
だから、今この防災リーダーの皆さん方も地域
に残って一生懸命やられる。じゃ、この地域の
だれがひとり暮らしで、また、どこに二人ぐら
しがいるのか、そういうものの流れの中で、今
非常に問題なのがこの個人情報保護法の中で、
一人一人を把握できる名前を列挙することに非
常に抵抗があるというような話も聞くけれど
も、そこらあたりの個人情報保護法との整合
性というか、考え方、名簿のつくらせ方はど
のように考えておられますか。

○日高危機管理室長 今、おっしゃったとおり、
個人情報保護法の関係で非常に把握するのが難
しいというのも一つの問題点かと思えます。し
かし、個人情報の関係で本人の利益になること
であれば、そういう個人情報を目的外に利用す
る、あるいは提供ができるというような例外と
いうか、そういう理解もありますので、です
から、そういうのがあっても、本人に同意を
得るとするのが一番だろうと思えます。です
から、県で言えば福祉関係とか、そういうところ

はそういう情報を持っておるわけです。です
から、そういう福祉関係、その他の機関、そう
いうところと連携をとりながら、把握はしてい
たとしても、やはり本人にそういう同意を求め
て、そしてこういう理由ですということ
で把握をしていくと。そうすれば本人の方も今
度は行政に対して自分はこういう状態だから、
こういうふうにするときはしてもらいたいとい
う要望も出てくるかと思うのですね。そこ
を密にしていって把握をしていきたいとい
うふうにやっております。この関係につ
きましては、ことしの3月に国の方から
災害要援護者のガイドラインというの
も示されておりますので、それを参考
にしながら市町村と現在連携して
おるところであります。以上です。

○水間委員 先ほど160名の地域のリーダー、あ
るいは住民の防災士というような話
でした。今消防団員は全体で何人
でしたかね。

○押川消防保安室長 消防団員は1万5,600ぐ
らいです。

○水間委員 年々少なくなっていると。一番多
いときで2万3,000~2万4,000人
おったという話でしたね。こ
ういう地域のリーダーをこの
消防団員にもひとつお任せを
する。そして、この経験をした
人たちを一つの防災士とする
県独自の、各市町村独自でも
そういう一つの奨励の仕方、
消防団員を防災士として団員
で5年の経験をした人たち、
あるいは10年を経験した人
たち、そういう人たちを防災
士としての地域のリーダー
として任命していくことも、
今後の一つの大きな広がり
を持たせる意味では大事な
ことではないのかなという
ふうに思いますが、そこら
あたりまた御検討いただ
ければというふうに
思います。

○星原委員長 要望でいいですか。

○水間委員 はい。

○前本委員 台風14号ですね、実際的な話で井上委員さんもおっしゃいましたけれども、まさかということが起きたものですから、逃げおくれまして屋根の上に上がったんですよ。暗いんです。波風が立つんです。救命ボートを携帯で災害対策の地域本部に電話したんですけど、宮崎消防局も大変だったと思うんですけど、いつ来れるかわからんと。来れるか来れないかもわかりませんので、なるべく自力で何とか頑張ってくださいと、こういう返答でございました。それはしようがない話かもしれませんが、実際問題として。しかし、おかげさまで、モーター付のエンジンが22艘ですか配置されました。手こぎじゃ、風もあるし、引っくり返って危なくてこげないものですから、大変早急な対応でボートを設置していただいたと思うんですけど、そのボート設置が、大体この辺は浸水災害、どのぐらい降雨があったらどのぐらい上がりますよというのも予測が立ったはずですので、人命救助という意味で、もっとボートに関する配置状況を徹底させるとか、あるいは自主防災組織の中で、いろいろ自主防災隊等ありまして防災倉庫もあるんですけど、各個人個人の防災意識を高めると同時に、防災用具を備えさせると。例えば、飛行機とか船に乗るときに、ちょっとしたチョッキ式の救命胴衣、ああいうものはやっぱり年寄りで災害弱者といいますか、援救助者という人たちには、いざというときはああいうものを着せてあげるとか、あるいはロープを縛って、流れるものですから、暗くてわからんものですから、どこかにロープで縛って、そして浮かんでもしばらくの間は死なないというような自己防衛的なことをもうちょっと周知徹底される必要が実際問題として今度実例としてたくさ

んありました。ですから、行政のやる部分はある程度限度があると思います。ですけど、それには徹底した配慮というのが必要かもしれません、やっぱり自分の命は自分でと井上委員さんもおっしゃいましたように、ここ辺は昔はつからんけど、この間つかったぞという事実ができたものですから、そのあたりの人にはもうちょっと小刻みな、きめ細やかな救命をするための準備をさせてください。それがどうかということ。

もう一つ、飲料水も含めまして食べものです。宮崎は断水しましたし、水源池がつかりました。水がないために相当苦労されたということが一つですけども、もう一つは食べ物なんです。救急のための乾パンとか、そういう救援物資は3日食べたらもう食べられんそうです。市の職員も食べなかったそうです。そして、どうするかということになりまして、慌てて泳いでどこか近辺のコンビニにか何か探しに行ったけど、みんな売り切れてないそうです。みんなが買うものですから。だもんですから、いざというときの食料物資に対しましての配慮がもっと必要かなど。1日か2日はあの乾パンでもインスタントラーメンみたいなものでもいいんですよ。お湯もない、水もないものですから、インスタントラーメンをかじっていたという話があるんですけど、そういうものの配慮が足らなかったということです。ですから、災害が起きないように予防すること、起きたときどうするかということも、この計画の中に十分組み入れてほしいなど思っております。これは要望でいいです。

○押川消防保安室長 今救命ボートの救助用資機材の話がございました。現在、県下の消防本部に57隻の救命ボートを配置しております。船外機付が41、手こぎ式が12、水上バイクが4、

こういうふうになっています。また、消防団の方には32隻救命ボートがございまして、手こぎが22、船外機付が8、水上バイクが2と、こういうふうな数字になっておりますが、昨年、今委員おっしゃったとおりありましたので、消防局の方にこの救命ボートを24台、そして消防団の方に8台、県単の救助用資機材ということで補助をしたところがございます。以上です。

○星原委員長 委員の皆さん方にお願ひがあります。まだ御意見、御質疑があるんじゃないかなというふうに思いますが、また7月5日に危機管理室の調査にも参りますので、残りはその折にさせていただきます。

○押川消防保安室長 今になって思い出しまして申しわけなく思いますが、さっき野辺委員のおっしゃいました話ですが、全国瞬時警報システム、通常J-ALERTというやつじゃないかと、こう思っております。中身をちょっと申し上げますと、津波警報ですとか気象警報、それから武力攻撃の警報等があった場合に、即時対応が必要な情報を都道府県ですとか市町村防災行政無線なんかを用いて全住民に瞬時かつ一斉に伝達するシステムというふうに聞いておまして、平成17年度、31団体で実証実験をして、標準システムができ上がっております。このシステム構築のために総額104億円というような整備が必要だというふうに聞いております。以上です。

○野辺委員 何か高速無線という名称だったんですよね。衛星とつなぐ高速無線、どこか南の島で1回やって、何か全国的にやると。それかもしれませんけど。

○押川消防保安室長 いま一度調査をしてみまして、御報告をしたいと思ひます。以上です。

○星原委員長 先ほど申し上げましたが、7月

5日に再度また危機管理室の調査もあります。そのときにそれぞれまだ御質疑等あるというふうに思いますが、そのときにお願ひをいたしたいと思ひます。

これで総務部の概要説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。総務部の皆さんには退席していただいて結構であります。

暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時18分再開

○星原委員長 それでは委員会を再開いたします。委員協議に移らせていただきます。

まず、協議事項1、防災に関する条例骨子(案)についてであります。資料1「防災に関する条例骨子(案)検討資料(修正後)」をごらんいただきたいと思ひます。前回の委員会で本県の地域防災計画との整合性や骨子案を検討する上でまず御決定いただきたかった点等を御協議をいただきました。その後、執行部が所管する関係法令との抵触等の調査もほぼ終了いたしましたので、その結果も含め、前回資料を整理し直したものであります。変更点などについては、下線を引いてお示しをしておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。変更前の条例骨子案は資料2にお示ししております。資料1と見比べながら御検討いただきたいと思ひます。

また、前回の委員会の際に御説明いたしましたとおり、従前の骨子案では第1章から4章までと、第5章の風水害の部分とで表現が重複している箇所や、風水害の部分で記述されている事項が災害全体にも該当する部分等がございます。条例案として検討していく上で、重複部分等を整理する必要がありましたので、資料3のとおり、重複部分を整理統合いたしました。後

ほど該当部分については御説明をして、御意見をいただきたいと思います。なお、重複部分以外でも条例骨子案として記述する必要があるか否かでも御意見がありましたらお願いをいたします。

それでは、時間もございませんので、早速協議に入りたいと思います。

まず1ページ、前文からです。正副委員長で整理をした結果を順次書記から説明をいたします。書記の方から説明をお願いします。

○矢野書記 先般、委員協議の中で御協議いただきましたことも含めまして整理をいたしましたので、ここで御説明いたしたいと思います。座って説明をさせていただきます。

まず、資料1の1ページ、「前文」でございます。資料2でいきますと、同じく1ページなのですが、まず①、下線の箇所、宮崎県は「尊い人命を失ったのをはじめ」という文言を追加させていただいております。以前は、資料2を見ていただいておりますとおり、「尊い人命を含め」という表現だったのですが、被害の中に含めるかどうかという表現の仕方ですが、こちらの方が適切だろうということで、こちらの方に整理をさせていただいております。

②につきまして、東南海地震の関係は、周期などから発生の可能性が高まっているというふうに言われておりますが、霧島火山群につきましては、噴火について周期が可能性が高まっているかという部分は、今も活発に活動を続けているんだというような記述でございますので、そちらの方に、「噴火」ではなく、「火山群が活動している」ということで変えさせていただいております。

それと、資料1の⑤なのですが、「自助」「共助」「公助」それぞれの考え方を基に、それぞれ

が危機意識を持って、それぞれの責務、役割を認識し」の次なんです、以前は「災害の予防・対策を実施することが必要である」と書いてあったんですが、予防・対策というこの対策が何かははっきりしませんでしたので、地域防災計画の記述どおり、その「災害の予防、応急対策、復旧・復興」というふうに改めさせていただいております。

それと、前回御協議いただきましたけれども、風水害多発県であることから、その風水害拡大防止に関して、別に風水害の章を設けて記述しているという本県の条例骨子案の特徴についても述べております。なお、このところは、前文で書くべきなのか、条文に入れるのかというのは、今後法制との協議で詰めてまいりたいと思っております。

前文については以上です。

○星原委員長 何かありますか。

○由利委員 文章の専門家に聞いていただきたいのですが、第1番目の「尊い人命を失ったのをはじめ甚大な被害を受けた」と、こういう表現しますか。例えば、「尊い人命を失うなど甚大な被害を受けた」とかならずに、「失ったのをはじめ」と言いますかね。「失ったのをはじめ甚大な被害を受けた」、いや、こういう表現でよかったらいいんですけども、私ちょっと奇異に感じるから、もう少しこの文章を、大事なことだから、前文ですからね、こういう表現でいいかどうか、文章の専門家にちょっと確認してみてください。

○矢野書記 後ほど確認をしたいと思います。

○星原委員長 ほかにはありませんか。

それでは、ただいま由利委員からこの「人命を失ったのをはじめ」という言葉の部分だけを再度調べさせていただくということで御理解を

いただきたいと思います。そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 ありがとうございます。

それでは、続いて説明をお願いします。

○矢野書記 それでは、次に第1章総則、第1節目的のところでございます。ページは、資料1の2ページになります。ここのところは、前回は、条例のところで、「この条例は、地震、津波、噴火、暴風、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等の自然災害から」というふうに条文が書いてあったわけですが、この条例の中で、地域防災計画や災害対策基本法と違うというか、より深く範囲を決めているところ等がございますので、第2節の定義で、この条例に出てきます特別な文言について、定義を追加させていただき関係上、目的のところの自然災害と言われる部分をここで削除させていただいております。それは定義にどういうものかというのを説明してあるからということでございます。

あと、2ページの変更点の(2)のところでございますけど、「県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより」という文言について、ここはちょっと御協議いただきたいのですが、ここの条例の中で「県が実施する施策の基本となる事項」という部分については、もともと地域防災計画に定められており、非常に中身が多岐にわたっているんですが、本条例骨子ではすべてこれを定めているとは言いがたいので、ここを残すかどうか、一応案としては削っておりますが、残すかどうかという部分について御協議をいただきたいと思います。

それと、以前の目的では、「県、市町村、県民、事業者等が一体となって防災に取り組む地域防災協働社会の形成を推進し」という言葉が入っ

ていたんですが、この「地域防災協働社会」という言葉がちょっと法令等にも見当たらないという話と、この後ろの骨子の後に、この「地域防災協働社会」という言葉がこれ以降1回も出てこないの、その前で説明している「県、市町村、県民、事業者等が一体となって防災に取り組む社会」ということで、これでわかりやすい表現がここに出ておりますので、あえて「地域防災協働社会」という言葉を入れずに、「県、市町村、県民、事業者等が一体となって防災に取り組む社会」と、そのまま言ってしまった方がわかりやすいのかなというふうに思っております。御協議をお願いいたします。

○星原委員長 今説明をいただきました。委員の皆様様の御意見を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それではただいま説明のあった内容で進めるということで決定をさせていただきます。

次に、定義についてお願いします。

○矢野書記 それでは3ページの定義でございます。

第2節定義として、先ほど「目的」のところでも申しましたけれども、この条例に掲げてあります重要な言葉について定義をさせていただいております。(1)から(8)まで、これは新しく前回の条例骨子案にはなかったものを追加させていただいております。後ろに災害防災関係機関それぞれいろいろな言葉が何回も出てくる関係上、ここで定義をさせていただいているということでございます。

この条例につきまして、(1)の災害につきましては、前回の委員協議でも御協議いただきましたように、災害対策基本法が定めます災害よ

りも、より範囲をちょっと狭めて、放射能災害その他については、これは想定をせずに、宮崎県が受ける災害という部分に限定をしているということでここに書かせていただいております。

あと、風水害に関しては、どういうものかというものについては、どこにも記述がございませんので、ここで定義をさせていただいております。

以下、(3) (4) (5) (6) (7) (8) というふうに、それぞれの語句について定義をさせていただいているということでございます。

説明は以上でございます。

○星原委員長 ただいま説明いただいたとおりであります。委員の皆さんの御意見があれば伺いをいたします。

定義については、今の説明の内容でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、「県の責務」についてであります。説明をお願いします。

○矢野書記 第3節 県の責務でございます。

資料1は4ページ、資料2は2ページに掲げさせていただいております。県の責務について書いてございますが、この防災に関する条例は、それぞれの自助・共助・公助というところなので、県の責務、市町村の役割、県民の責務、事業者の責務ということをそれぞれ書いております。ここににつきましては、先ほど委員長の方からもお話がございましたとおり、第5章「風水害対策」につきましても、それぞれ県の責務、市町村の役割、県民の責務、事業者の責務というようなところをそれぞれ書いていただきまして、それぞれのところでの御検討をいただい

ているということでございます。今回、条例骨子案をつくるとしたときに、県の責務が各章それぞれで出てくるということはなかなか県民の方々にわかりづらいということで、第5章にありました表現を使いながら、特に第5章でも、先ほど委員長の方から申しましたように、災害全般にあてはまるというようなところもございまして、それを前の方に、各責務、各役割のところへ寄せさせていただいております。

まず、資料3をごらんいただきたいのですが、資料3の見方といたしまして、大きな枠が3つございますけど、左から2つは旧条例案にどう書かれてあったかということでございます。右のちょっと太字で書かせていただいております。「条例骨子(案)検討資料(修正後)」につきましては、今度の新しい資料1の方に盛り込ませていただいた文言を書かせていただいております。

まず、これから簡単に御説明しますと、旧資料、資料2の2ページの「総則―県の責務」のところに、「①県は災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、総合的な施策を実施すること」というふうに書かれております。それで、同じ資料2の10ページ「第5章 風水害の拡大の防止等―第1節 予防対策―1 県の責務」のところに、「①県は、風水害対策に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する」と書かれてございます。同じく、そういう総合的な施策を県が実施することというのが県の責務として書かれておりますので、これを第3節の県の責務、資料1の4ページに持ってこさせていただきます。①県は、災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策に関する総合的な施策を実施する」ということでまとめさせていただければというふうに思っており

ます。

次に、(2)、③の部分なのですが、「県は、国、市町村と連携して」というのを資料1に書かせていただいておりますが、この分につきましては、市町村と国と連携して、治山、治水事業を進める必要があるということがございますので、これは、「国・市町村と連携して」という言葉を入れさせていただいております。それで、同じく資料3のところ、説明が行ったり来たりでわかりにくいと思いますが、旧資料2のところ、また同じような表現がございまして、県の責務、「県は、災害による被害を軽減するため、治山、治水、道路防災、海岸保全対策などを推進し、災害に強い県土づくりを進めること」という話と、風水害の部分で、「県は、市町村、その他関係行政機関と連携して、治山、治水対策等を通じて、災害に強い県土づくりを推進するものとする」と同じ表現が使われておりますので、これを新しく資料1の4ページの「県の責務」の③に「県は、国、市町村と連携して、治山、治水、道路防災、海岸保全対策などを推進し、災害に強い県土づくりを推進する」というふうに記載をさせていただいております。

続きまして、資料1にお戻りいただきまして、変更点の(3)、④なのですが、④につきましては、この前御協議のときにお話をさせていただきましたけど、支援、助成という部分を地域防災計画の表現に改めまして、「支援、調整に努める」ということで書きまして、4で意味している助成、財政上の部分につきましては、8にもともと「県は、防災対策に関して必要な財政上の措置を講ずるよう努める」というふうにございますので、ここに含めて読ませていただけたらというふうに思っております。

それと⑦でございます。「県は、国、市町村と

連携して、被災後の県民生活の再建及び県土の復興に努める」ということなのですが、以前の旧骨子案につきましては、「県は、災害後の県民生活の再建と復興に努めること」というふうに書かれてございましたけれども、当然、国、市町村等と連携する必要があるという話と、県民生活の再建という部分と、あと復興という部分が何を示しているかというところで、いろいろ地域防災計画等を見ますと、「県土の復興」という言葉が出てまいりますので、ここで県土の復興ということで、復興をはっきりわかるように書かせていただいております。⑦につきましても、風水害の部分と第1章、第4章の部分が重なっております、「県は、災害後の県民生活の再建と復興に努めること」という案文と風水害のところ「県は、国、市町村等と連携して、被災後の県民生活の再建及び県土の復興を早急に図るため、最大の努力を払わなければならない」というところを1つにしまして、⑦の表現のようにさせていただいております。第3節については以上でございます。

○星原委員長 説明をいただきました。第3節の説明について御意見はありますか。

なければ、第3節もこのような形で取り扱ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それではそのように決定をいたします。

続きまして、第4節 市町村の役割についてお願いします。

○矢野書記 第4節 市町村の役割についてでございます。

まず、資料3を見ていただきたいと思います。上から4枠目、条例骨子(案)(修正前)のところに、ページ2、「第1章総則—第3節市町村の

役割」というところで、「①市町村は基礎的な地方公共団体として、県、自主防災組織、防災関係機関等と連携して、防災対策の推進に努めること」という表現がございました。同じく風水害の章に、「市町村の責務」として、「①市町村は、基礎的な地方公共団体として、県、自主防災組織、ボランティアその他防災に係る関係機関と連携して、当該市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するための施策の推進に努めるものとする」というふうに書かれてございました。それで、今回はその2つを合わせまして、ページ5、資料1の①のとおり、「市町村は、基礎的な地方公共団体として、県、自主防災組織、その他防災関係機関等と連携して、当該市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するための施策を推進する」というふうに書かせていただきました。この市町村の役割につきましては、地域防災計画に定められている表現のとおりでございます。それと、市町村につきましては、地方分権一括法上の施行された関係で、県と市町村は対等の関係だというようなことがございまして、一方的に県の方が市町村に責務を課することができないというふうになってございますので、他県の条例もそうなんです、「市町村の役割」という表現に改めさせていただいております。

それと、資料1、ページ5の(2)でございますけれども、防災対策の目的、地域防災計画の記述、先ほど私申し上げましたけれども、その分の目的を明記させていただいております。

それと(3)、以前は防災対策の推進に努めるというふうに書いてあったのですが、これは災害対策基本法及び地域防災計画において、もともと市町村が行わなければならない、これは一方的に責務を課しているわけではなくて、法律

ですべきだというふうに書かれてございますので、ここについては、「努める」の表現を削除させていただいて「推進する」というふうに書かせていただいております。

それと②、③、④でございますが、これにつきましては、風水害の部分に記述をされてございました。風水害の部分の市町村の責務のところ書かれてあったんですが、見ていただきますとわかりますように、②迅速的確に避難できる体制の整備、③は災害に関する情報の収集の体制整備、それと的確な情報の住民への提供、④につきましては、災害時要援護者に対する避難誘導、その他の部分について風水害の部分に書かれてあったんですが、これは災害全体の部分にも該当するところでございますので、この方に全体として市町村の役割というふうなところで書かせていただいております。

それともう1点でございますが、ここには書いてございませんけれども、④のところの災害時要援護者について、「避難誘導、介助等」と書いてございます。以前は、ここが「介護支援」と書いてあったんですが、介護というところにつきましては、実際逃げるときに手助けをするという意味での介助というのが適当ではないかということで、これは福祉保健部におうかがいして記述させていただいております。

以上でございます。

○星原委員長 今、第4節市町村の役割についての説明があったところですが、これについての御意見がありましたらお伺いいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 なければ、そのように決定をさせていただきます。

次に、第5節 県民の責務についてお願いし

ます。

○矢野書記 資料1、6ページ、第5節 県民の責務でございます。一応県民の責務が①から⑥まで書かれてございますが、まず変更点を見ていただきますと、(1)、「第5章 風水害の拡大の防止等」の記述との調整について、本節と「第5章1節 予防対策－2 県民の責務」については、いずれも防災に関する県民の責務を記述しているが、骨子の構成調整や記述の整理統合を行う必要があると書いてございますが、それはどういうことかといいますと、7ページにございまして、本節の構成は、①市町村への協力が一番最初に書いてございました。②防災知識の習得及び自主防災活動への取り組みが書かれてございました。次に、③自己の安全確保のための方策、④県民間の相互協力というのを書いてございましたけれども、第5章の構成は、この中身、矢印を見ていただくとわかるように、それぞれ同じ場所に書かれてあるところもありますが、順序が微妙に違っているところもございまして、構成の調整をさせていただきたいということで、構成の調整案を出させていたしております。Bの構成調整案が7ページにございまして、①県、民間の相互協力による県民全体の安全等の確保を一番最初に持ってきてはどうかと。その次に防災知識等の習得、情報収集、自主防災活動への取り組み、その次に自己の安全確保のための方策、その次に県、市町村への協力というようなことで書かせていただければどうかということで、この順序につきましては、後ほど法制とのテクニックの部分もございまして、それで順序が変わるかもしれませんが、今回の骨子として出させていただくのはこの順序で出させていただきたいというふうに考えております。

それと、(2)でございますが、まず①の部分なんです、以前の計画によりましては、県民の責務のところ、これは「県民全体の生命、身体、財産の安全確保を図る」と書かれてあったのですが、これは風水害の該当部分を持ってきているんですが、「県民が地域の過去の被災状況を考慮し」と書いてございますので、確かに県民全体のことを考えながらやるということだろうとは思いますが、地域住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保ということで、共助のところをここで言わせていただいたらどうかというふうに思っております、「地域住民」と修正することはどうかという話でございます。

それと、防災対策に関してなんです、②に「県民は、防災訓練等に積極的に参加する等、防災対策に関する知識の習得及び情報の収集に努めるとともに」と書いておりますが、以前はこれが「災害対策」というふうに書かれてございました。災害対策というよりも実際防災訓練等というのは防災対策でございますので、防災対策に関する知識の習得に変えさせていただいてはどうかというふうに思っております。

それと(4)でございますが、同じく②のところなんです、以前は「自主防災組織や防災ボランティアなど、危機管理意識を持って」というふうに書かれておりましたけれども、防災ボランティアにどうするのかというのが書かれてございませんでしたので、ここに「防災ボランティアへの参加」というふうなところを入れさせていただいております。

それと(5)でございますが、④、⑤については、風水害の部分に記載されておまして、災害時要援護者に対する相互協力の避難誘導介助、それと県民生活、被災生活の再建と居住する地域の復興に努めるに当たっての相互協力、

ボランティア、市町村、県その他の行政機関との連携、いわゆる共助、公助のところでございますけど、そこが風水害のところに書かれてありまして、この1から4章のところに書かれてございませんでしたので、これを前の方の県民の責務のところに持ってきてはどうかということでございます。

あと、6ページの⑥の波線につきましては、④と⑤を挿入した関係上、以前の④が⑥番になったということでございます。以上でございます。

○星原委員長 第5節 県民の責務についての説明であります。これについて御意見はありますか。

なければそのように決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 そのように決定をさせていただきます。

次に、第6節 事業者の責務について説明をお願いします。

○矢野書記 この部分につきましては、事業者の責務、8ページにつきましては、一番の変更点は①をつけ足ささせていただいているところでございます。以前は②から⑤までが事業者の責務というふうに書いていたんですが、事業者は基本的にライフライン事業者、危険物を取り扱う事業者、トラック等を持っている事業者、いろいろございますが、社会的な責任があるというふうなところで、それぞれの災害対策基本法上にもそういうふうに書かれてございます。ですので、その事業者の責務として、まず一番最初は、社会的責任に基づいてということが1つと、あと、県、市町村、県民もみずからの命その他を守るということがございますけれども、事業者としては、従業員の生命、身体について

責任があるということと、あとお客さんとして来られた方についても責任がございますので、事業者はその社会的責任に基づき、従業員、事業所に来所する者及び事業所の周辺地域における住民の安全の確保に努めると、ここが事業者の方たちの取り組みとして、災害があったときに車を出すとか、みんな助け合って避難に努めるとかいう部分を含めまして、「事業所の周辺地域における住民の安全の確保」というところを入れさせていただいております。

それと、変更点の(2)でございますが、第5節との整合性を図るため、項目の並べかえを行わせていただいておりますが、これは技術的な問題でございますので、特に説明は省かせていただいております。以上でございます。

○星原委員長 第6節 事業者の責務についての説明が終わりました。御意見はありますか。いいですか。

それでは、何もないうでありますので、そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのように決定をいたします。

お諮りいたします。

あす、また視察の協議等がありまして、12時までに終わろうとすれば、もうここまでにさせていただいて、後はまた5日に時間がありますので、そのようにしたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

○野辺委員 大したことじゃないんですが、先ほど「県土の復興に努める」という言葉は、県の防災計画では「復興」となるんですか。復興というたら、戦後の復興とかいう感じでちょっと大きいみたいなんですけど、復旧ではいけないのか。どういう表現を使うのですか。

○矢野書記 地域防災計画がそれぞれいろいろ定めがございますけれども、この地域防災計画の中で対策的に幾つか定めがございます、そのときに、予防対策、応急対策、復旧、復興というそれぞれの言葉がございます、県土の復興という部分については、地域防災計画の中にたびたび出てまいる部分なんです、委員おっしゃられる部分については、もう一度調べまして、今度回答したいと思います。

○星原委員長 もう1回調査をして報告いただけるということですので、そのようにさせていただきます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 先ほど言いましたが、時間の関係上そういう形にさせていただきます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 じゃ、きょうの説明、協議の部分はこれで終わらせていただきたいと思います。

それでは、きょうまでの部分は第6節までということで終わらせていただきたいと思います。

それから、今後、この骨子案について、パブリックコメントの実施市町村への意見照会などを行っていくこととしておりますが、骨子案の名称あるいは今後の進め方、パブリックコメントの実施の仕方等につきましては、次回7月5日の委員会で御協議をいただくということをご予定いたしております。また、今申し上げました手続に加え、条例化に向け、法制担当部局との協議も本格化してまいります。

ただいま御協議いただいた骨子案で条例化の協議を行っていく過程において、法制独特の語句の使い方、記述方法等が出てくる場合があると考えられます。

そこで、委員の皆様にお諮りをいたしますが、

そのような場合においては、本来ですと、その都度委員会を開催し、委員の皆様で御協議いただくべきものと考えておりますが、何度も委員の皆さんに御協議いただくのは時間的にも困難かと思われますので、骨子案の趣旨を変更しない範囲において、法制的な修正につきましては、正副委員長に御一任いただくことで了承いただけませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのようにとり進めさせていただきます。

続きまして、協議事項(2)、県内調査についてであります。

まず、県南調査についてですが、資料4をごらんいただきたいと思います。前回、県南調査については御確認いただいたところですが、調査時間等、詳細が入っているものをお配りをいたしております。再度確認させていただきますが、7月5日(水曜日)は、第4委員会室で、条例に対する委員協議、NPOの方々との意見交換会の後、危機管理室で説明を受けることといたしております。なお、服装につきましては、本日のような夏季軽装にてお願いをしたいと思います。

次に、翌日の7月6日、7日にかけて、宮崎、都城、日南で調査を行います。服装につきましては、災害現地調査もありますことから、昨日配付されました防災服で調査を行いたと思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。靴は普通の靴で結構かと思えます。なお、後ほど書記が調査の出欠の確認をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、県北調査についてであります。資料5をごらんください。

7月19日から21日まで実施される県北調査

も日程案を作成したところであります。7月19日は日向市役所で市の防災の取り組みと地元の自治会等の取り組みについてお話を伺い、その後、災害の現地を調査することとしております。宿泊は日向市となります。

7月20日は、日之影町において、前回の台風第14号の土砂災害現場を調査した後、日之影町役場にお伺いをすることとしております。日之影町では、台風14号による住宅被害が130世帯を超え、町民の皆さんの生活に大きな影響を与えたわけですが、早期の避難勧告や消防団の避難誘導により人的被害がありませんでした。また、消防団や建設業者、公民館等が一体となって復興に取り組まれております。今回の調査では町や自治会、消防団の取り組み方についてお話を伺うことといたしております。

また、延岡市の河川激甚災害対策事業の現場も調査することとしております。

7月21日は延岡市役所で防災への取り組みをお伺いしたいと思っております。延岡市では現在、台風の教訓を生かし、災害情報メールや事業者との災害時の協定、その他の防災への取り組みを進めておられますので、そのあたりの話を伺うこととしております。

日程案についてであります、御意見があればお伺いをいたしたいと思っております。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 なければそのように進めさせていただきたいと思っております。

では、そのように進めることといたします。詳細につきましては、後日文書にてお知らせをさせていただきます。

次に、次回の委員会の資料等の要求について何か御意見はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 その他でも何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 なければ、本日の委員会はこれで終了いたします。

次回の委員会は、先ほども御説明いたしましたとおり、7月5日（水曜日）の10時から開催いたします。なおまた、7月6日から7日は県南調査を行いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で本日の委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時54分閉会

